

令 7 農 第 338 号
令 和 8 年 1 月 6 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

諏訪市長 金子 ゆかり

市町村名 (市町村コード)	諏訪市 (20206)
地域名 (地域内農業集落名)	板沢地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月22日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・現状の担い手のほとんどが高齢化しているうえ、後継者が不在である。
- ・農地は法面や土手の面積が広くて不整形なので、管理が困難。他者への受委託も難しい。
- ・中山間地域等直接支払交付金を受けて農地を維持管理しているが、協定参加者が高齢化している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域等直接支払交付金による農地の維持管理を、協定参加者が一丸となって継続する。
- ・新型コロナ禍によって「田舎暮らし」需要が高まり、農地所有者の孫世代が一時的に戻ってくるなどした。今後もこうした需要に応えるため、農地の維持管理を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

板沢地区における農業振興地域内の農用地区域内農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

自作者が離農する際は、隣接する耕作者や地区内の担い手への貸付を検討し、可能な限り農地集積を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大規格化や平坦化等の基盤整備を視野に入れ検討を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

近隣地域やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術指導や農業用機械のレンタルに係る支援を図るなど、相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内での農作業の効率化を図るため、地域の担い手への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・農地の維持管理を一丸となって継続していく。

・収益性の高い品目の検討。

・農地中間管理事業において、地域の農地利用調整の合意形成のため、物納(米)の取扱いも可能としていく。